

事務連絡  
平成26年10月29日

北海道開発局建設部	道路維持課課長補佐	殿
各地方整備局道路部	交通対策課長	殿
	道路管理課長	殿
	地域道路課長	殿
沖縄総合事務局開発建設部	道路建設課長	殿
	道路管理課長	殿

国土交通省 道路局 企画課	企画専門官
国道・防災課	課長補佐
環境安全課	企画専門官

「道の駅」を案内する道路標識の標準的な  
レイアウト及び設置位置（案）について

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令」（平成26年内閣府・国土交通省令第2号）により高速道路等の本線から、一般道に設置された「道の駅」を案内する道路標識として、「サービス・エリア、道の駅及び距離」及び「サービス・エリア、道の駅の予告（116の2-C）」が定められたところである。今般、これらの道路標識により「道の駅」を案内する場合の標準的なレイアウト（案）を、それぞれ別紙1及び別紙2のとおり、標準的な設置位置（案）を別紙3のとおり定めたので通知する。今後、これらの道路標識の設置にあたっては、別紙の事項に留意の上、遺憾の無いよう取り計らい願いたい。

今後、「サービス・エリア、道の駅及び距離」及び「サービス・エリア、道の駅の予告（116の2-C）」により「道の駅」を案内する場合には、これによらねたい。

また、貴管内の地方公共団体に対して参考送付するようお願いする。

「サービス・エリア、道の駅及び距離」の標準的なレイアウト（案）

「サービス・エリア、道の駅及び距離」により「道の駅」を案内する場合の標準的なレイアウトは、図1及び図2の通りとする。なお、摘要にあたっては、以下の点に留意すること。

1. 案内の対象となる「道の駅」の名称を表示する文字の多少に応じ、図1又は図2に示すレイアウトから選択するものとする
2. やむを得ない場合を除き、図1及び図2に示すとおり、「道の駅」を表す標章を表示するものとする
3. 「道の駅」を表す標章は、「「道の駅」登録・案内要綱」（平成5年2月23日付け建設省道企発第19号）の7.（1）の別図に示す標章とする
4. 「道の駅」を表す標章の大きさは、利便施設を表す標章と同程度の大きさを標準とする
5. 「道の駅」を表す標章の色彩は、図1及び図2に示すとおり、地を青色とする
6. 案内の対象となる「道の駅」の名称を表示する文字数を踏まえ、必要に応じて、その名称の略称を表示することを検討するものとする

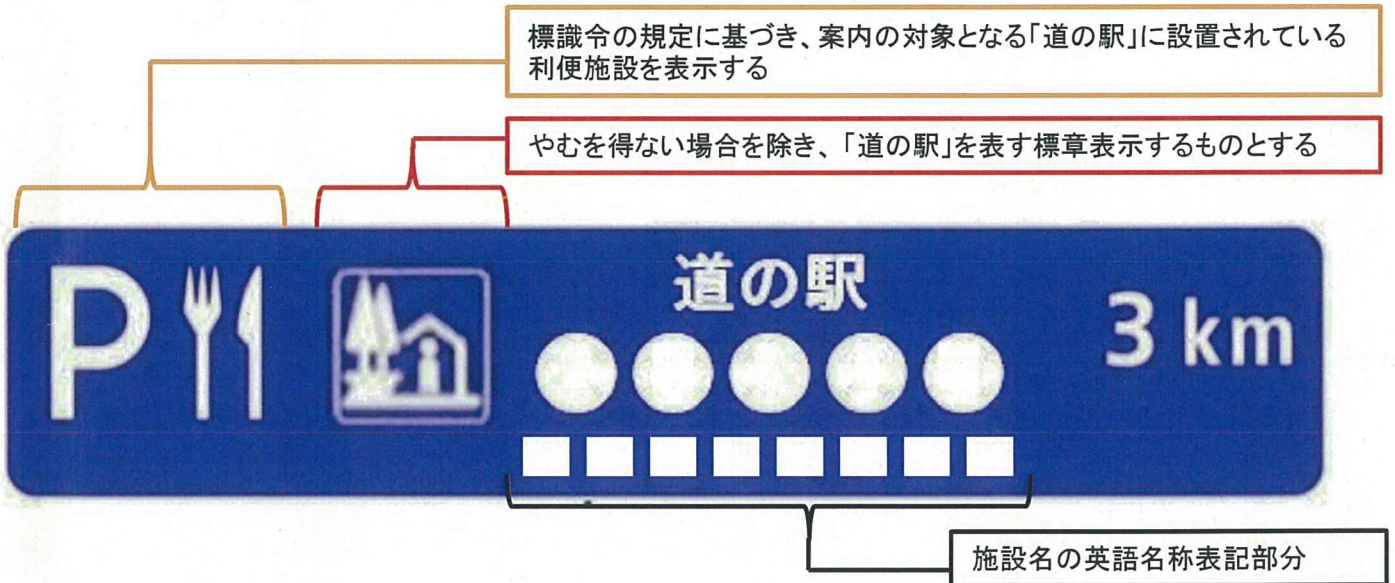


図1. 「サービス・エリア、道の駅及び距離」の標準的なレイアウト案1



図2. 「サービス・エリア、道の駅及び距離」の標準的なレイアウト案2

「サービス・エリア、道の駅の予告（116の2-C）」の標準的なレイアウト（案）

「サービス・エリア、道の駅の予告（116の2-C）」により「道の駅」を案内する場合の標準的なレイアウトは、図3の通りとする。なお、摘要にあたっては、以下の点に留意すること。

1. やむを得ない場合を除き、図3に示すとおり、「道の駅」を表す標章を表示するものとする
2. 「道の駅」を表す標章は、「「道の駅」登録・案内要綱」（平成5年2月23日付け建設省道企発第19号）の7.（1）の別図に示す標章とする
3. 「道の駅」を表す標章の大きさは、「道の駅」の名称を表示する日本字の概ね2倍程度を標準とする
4. 「道の駅」を表す標章の色彩は、図3に示すとおり、地を青色とする
5. 案内の対象となる「道の駅」の名称を表示する文字数を踏まえ、必要に応じて、その名称の略称を表示することを検討するものとする

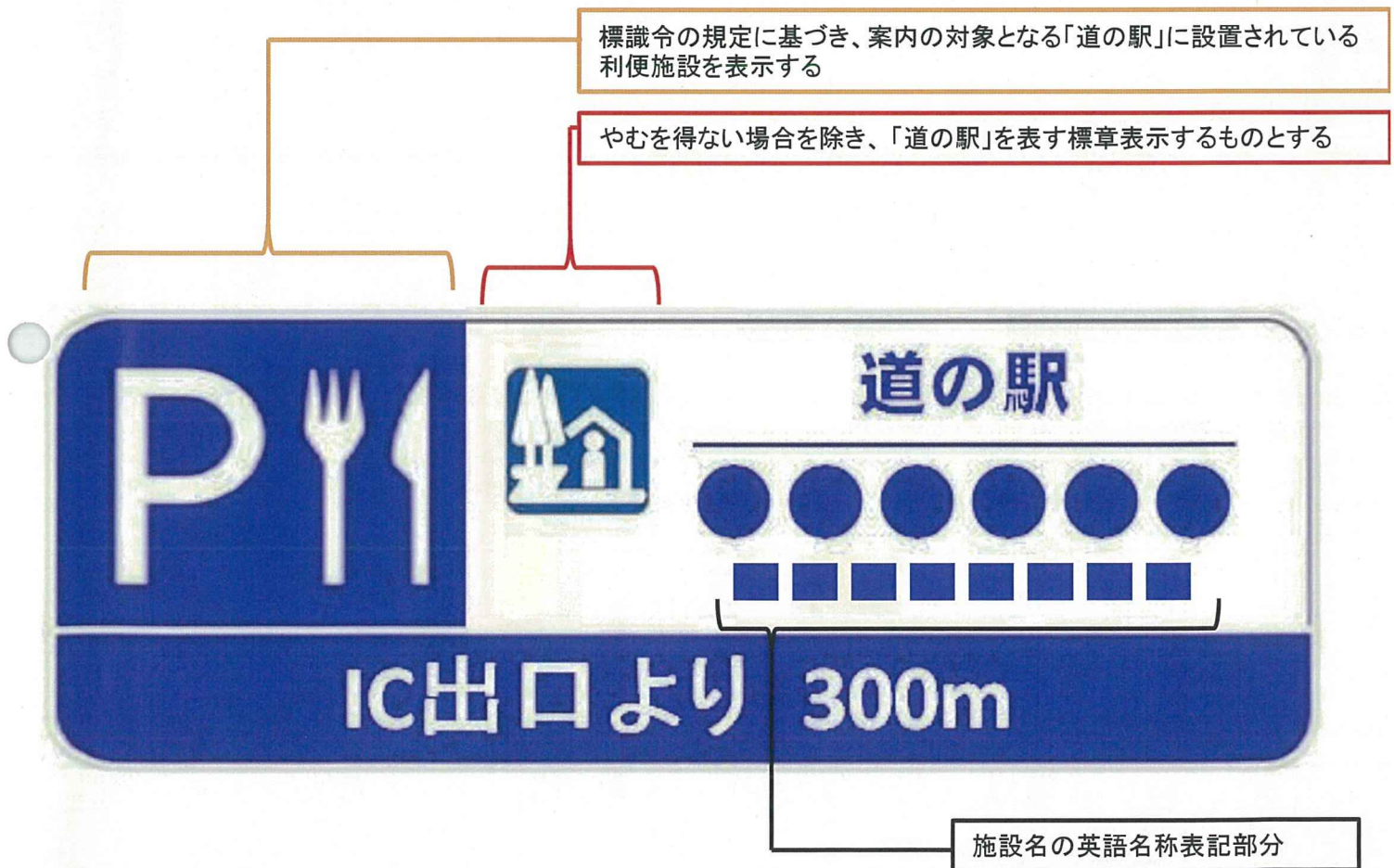


図3. 「サービス・エリア、道の駅の予告（116の2-C）」の標準的なレイアウト案

「道の駅」を案内する道路標識の標準的な設置位置（案）

「道の駅」を案内する道路標識の標準的な設置位置は、図4の通りとする。なお、摘要にあたっては、以下の点に留意すること。

1. 案内の対象となる「道の駅」は、サービス・エリア等と同様、「便利施設」であることを踏まえ、案内標識の適切な設置間隔を検討するものとする
2. 案内の対象となる「道の駅」に近接した出口（以下、単に「出口」という。）から1.5km以上離れた地点に「サービス・エリア、道の駅及び距離」を設置し、複数の便利施設までの距離を表示するものとする
3. 出口から1.5km以内の地点において、出口を表示する「方面及び出口の予告（110-A）」等の案内標識（以下、「出口案内標識」という。）と併せて「サービス・エリア、道の駅の予告（116の2-C）」を設置するものとする
4. 建築限界を確保できないなどのやむを得ない理由により出口案内標識と併せて設置することができない場合は、出口案内標識の近傍の地点であって、当該出口案内標識よりも出口に近い地点に設置することができる
5. 高速道路等以外の道路との交差部において「方面及び方向」や「著名地点」の案内標識を設置するなど、高速道路等の本線から「道の駅」までの連続的な案内を行うものとし、当該案内標識には「道の駅」を表す標章を表示するものとする

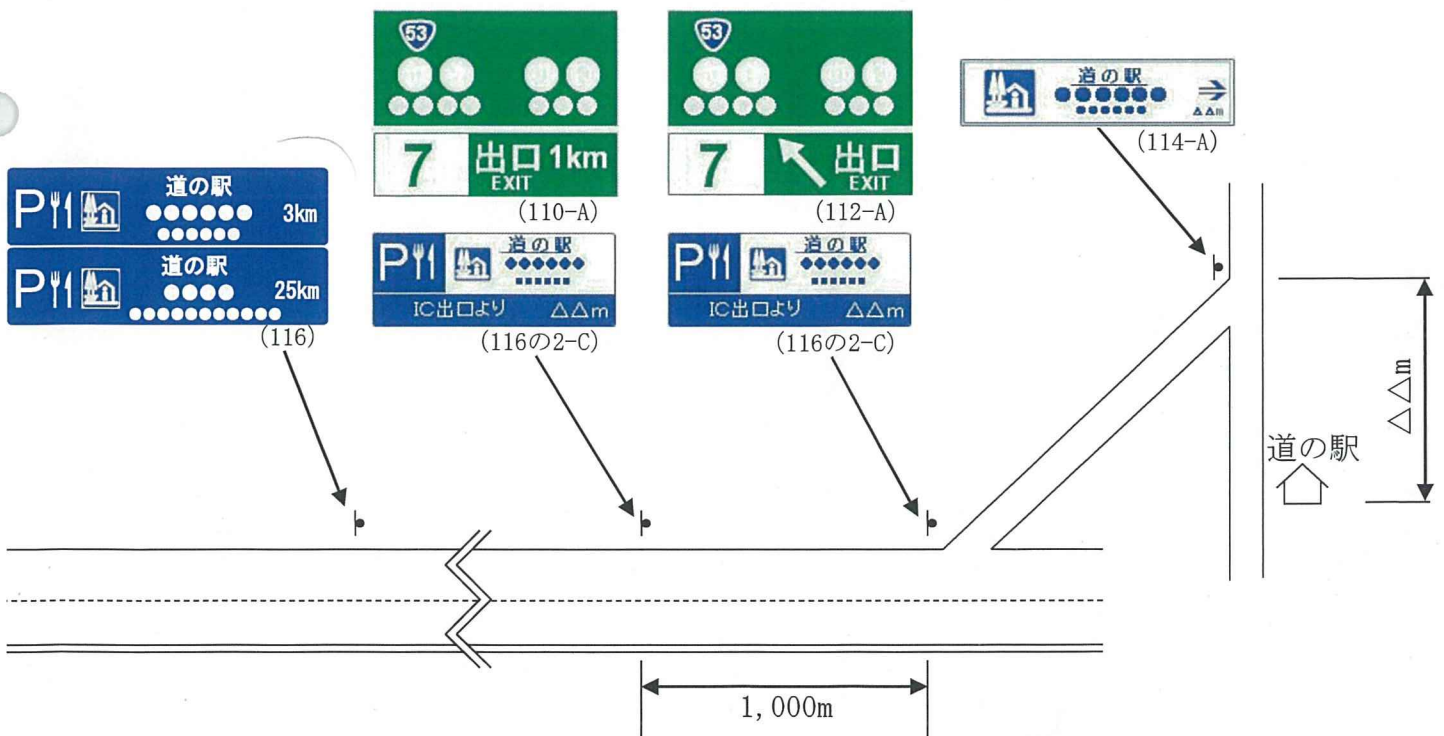


図4. 「道の駅」を案内する道路標識の標準的な設置位置（案）

道の駅  
P   万葉の里高岡 3 km  
Man'yo no Sato Takaoka



道の駅  
万葉の里高岡  
Man'yo no Sato Takaoka  
IC出口より 300m

高北  
10

70

高岡



道の駅



万葉の里高岡  
Man'yo no Sato Takaoka

IC出口より 300m

